

令和 8 年度 各市町の主な創業支援策一覧

市町	概要		
相生市	研修	創業塾 in あいおい	10/2、9、16、23、30、11/13、16 (全7回、全日金曜日 18:30~20:30)、参加費：無料、定員：15名
		定例専門相談会 (相生商工会議所)	創業に関する個別相談会を開催 【5/15(金)、7/7(火)、9/18(金)、11/19(木)、1/15(金)】
	融資・補助	相生市商店街空き店舗等活用事業補助金	相生市内の各商店街の空き店舗を借上げ、新たな店舗を開業する中小業者に対し、家賃の1/3を助成(限度額：年額40万円、認定月から3年間)
	その他	特定創業支援等事業	相生市認定特定創業支援事業修了者に証明書発行(姫路市の終了者も可) ・登録免許税を軽減 ・創業関連保証で、無担保、第三者保証人なしで半年前から可能 ・日本政策金融公庫の融資制度の自己資金要件等撤廃
たつの市	研修	創業セミナー(初級者向け) 第13期たつの創業塾 (龍野商工会議所)	7/17(金)、7/18(土) 参加費：無料、定員：各20名 (2日間共、同内容のカリキュラム) 9月開催：9/5(土) 9/12(土) 9/19(土) 9/26(土) 全4回、各13:00~18:00、参加費：無料、定員：20名
		創業・第2創業セミナー (たつの市商工会)	11/4(水)、11/11(水)、11/18(水)、11/25(水)、12/2(水)、12/9(水)、全6回、各19時~21時、参加費：無料、定員：15名
	融資・補助	創業支援事業補助金 開業前支援	補助率1/2、 【創業】補助限度額150万円(都市計画法第8条第1項の規定による商業地域内での創業の場合は200万円、重要伝統的建造物群保存地区内での創業の場合は250万円。ただし、転入者の場合は50万円の増額) 【第二創業】補助限度額75万円(都市計画法第8条第1項の規定による商業地域内での創業の場合は100万円、重要伝統的建造物群保存地区内での創業の場合は125万円。ただし、転入者の場合は25万円の増額) 【事業場の新設】補助限度額50万円
	その他	開業後支援 ※開業前支援の補助金を受けた方に限る。	新規雇用補助：補助率定額(常用従業者12万円、常用雇用者以外6万円) 店舗賃貸補助：補助率1/2 3万円/月 ※開業の日から3年間
赤穂市	研修	創業塾2026 (赤穂商工会議所)	全5回：7/3(金)、7/10(金)、7/17(金)、7/24(金)、7/31(金) 個別相談会：8/7(金) 時間：各18時30分~20時30分 参加費：2,000円 定員：15名
	融資・補助	あこう地域未来創業サポート補助金	・対象者：赤穂商工会議所等による事業計画の確認を受けるなど、一定の要件を満たし市内で創業・第二創業する者 ・補助対象経費：施設改修費、設備購入費、空き店舗取得費、賃借料、広告宣伝費、販促費、人件費、委託費等 ・補助率：補助対象経費の2/3 ・基本補助限度額：一般枠50万円、伴走支援枠100万円 ・補助限度額の上乗せ：指定エリア内の空家・空き店舗の活用

			<p>200万円、指定エリア内で指定業種による創業 200万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定エリア：中心市街地、御崎、坂越 ・補助期間：3年間 ・年度ごとの補助限度額：初年度 250万円、2年度目 150万円、3年度目 100万円（合計 500万円） <p>※西播磨ビジネスプランコンテストのローカルベンチャー部門における最優秀賞受賞者は、申請に係る要件の一部を免除</p>
		中小企業経営安定資金融資	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：本市に住所を有し、特定創業支援事業終了者で1年以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者等 ・融資金額：10,000千円以内 ・融資期間：84か月以内 ・保証料：1/2補助
	その他	特定創業支援等事業	<p>赤穂市認定特定創業支援事業修了者に証明書発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税を軽減 ・創業関連保証で、無担保、第三者保証人なしで半年前から可能 ・日本政策金融公庫の融資制度の貸付利率引き下げ ・小規模事業者持続化補助金<創業型>の申請可能
宍粟市	研修	創業塾（主催：宍粟市創業支援協議会）	全6回：8～9月開催予定、無料、定員15名（先着順）、専門家個別相談も可能
		e-ラーニング	通年実施
	融資補助	宍粟市起業家支援事業	<p>対象者：①創業の日までに市内に住所を有し、かつ市内に居住実態があること ②宍粟市商工会で事業計画の承認を受けていること ③事業開始までに創業支援事業計画による事業を受講修了していること</p> <p>補助内容：①店舗改装費、設備備品購入費、広告宣伝費の補助（補助率1/2、補助上限100万円） ②雇用助成（社会保険被保険者1人50万円、雇用保険被保険者1人30万円、その他1人15万円） ③経営個別相談：3年間で最大8回（創業後2年間で3回必須）</p>

		まちなか創業支援事業	<p>(1) 条例併用型 対象者：宍粟市起業家支援条例の規定による認定を受けた人で、かつ山崎地区歴史的景観形成地区内で飲食業、宿泊業、飲食料品小売業のいずれかで起業するもの 補助内容：店舗改装費、設備備品購入費、広告宣伝費の補助 (補助率 1/2、補助上限 200 万円)</p> <p>(2) 要綱単独型 対象：以下の要件をすべて満たすもの ①創業の日までに市内に住所を有し、かつ市内に居住実態があること ②新規事業をフランチャイズチェーン、第二創業、副業として営もうとするもの ③宍粟市商工会で事業計画の承認を受けていること ④事業開始までに創業支援事業計画による事業を受講修了していること ⑤山崎地区歴史的景観形成地区内で、飲食業、宿泊業、飲食料品小売業のいずれかで起業するもの 補助内容：①店舗改装費、設備備品購入費、広告宣伝費の補助 (補助率 1/2、補助上限 100 万円) ②雇用助成 (社会保険被保険者 1 人 50 万円、雇用保険被保険者 1 人 30 万円、その他 1 人 15 万円) ③経営個別相談：3 年間で最大 8 回 (創業後 2 年間で 3 回必須)</p>
	その他	特定創業支援事業	宍粟市認定特定創業支援事業修了者に証明書発行 ・登録免許税を軽減 ・創業関連保証で、無担保、第三者保証人なしで半年前から可能
太子町	研修	たいし創業塾	7 月開催予定 (年 1 回) (セミナー全 4 回、1 回 6 時間程度) 定員 15 名程度 6/27、7/4、7/11、7/18 (内容)・ビジネスプラン作成のステップ、販売戦略、ビジネスシミュレーションゲーム等
	融資・補助	起業家支援事業補助金	創業者への支援として、創業に要する広告宣伝費の 2 分の 1 補助 (上限 100,000 円) ※特定創業支援事業受講者対象
		創業者融資保証料補助金	創業者への支援として、創業時の借り入れにかかる信用保証料の 2 分の 1 補助 (上限 200,000 円) を行い、太子町で事業を立ち上げる際の負担を軽減します。 ※特定創業支援事業受講者対象
上郡町	研修	創業塾	5～6 月開催、全 6 回、参加料無料 (テキスト代別途負担) 定員 10 名 5/19、26、6/3、10、18 18 時～20 時 (内容)・創業者に学ぶ! (講演) ・事業の具体化と創業マップ ・決算書の読み方 ・利益計画の立て方 ・創業のための基礎知識 ・創業時の資金調達
		上郡町創業支援補助金	①事業所開設支援事業 補助率 1/2、補助上限 50 万円 ②経営支援事業 補助率 1/2、補助上限 30 万円 ※上郡町内に事業所を設置、または設置しようとする方。特定創業支援等事業による支援(創業塾、個別相談指導)を受けてから 3 年以内の方

	融資・補助	上郡町中小企業者支援融資 利子補給補助金	補助額：対象利息の1/2（上限10万円/年） 補助期間：36か月 対象融資：(1)日本政策金融公庫で借り入れた資金 (2)兵庫県中小企業融資制度を利用した資金 (3)上記(1)(2)以外のうち、新規創業、経営革新、事業承継、設備投資に係る借り入れた資金
佐用町	研修	R8 創業塾	6/23（火）、30日（火）、7/7日（火）、13（月）、21（火） 28日（火）開催、全6回、参加費無料、定員15人
	融資・補助	中小企業者創業支援事業	町内で創業または第2創業する者に対し、賃借料、工事費、備品費、広告宣伝費等を補助 補助率1/3、補助上限1年目150万円、2年目50万円 西播磨ビジコン・ビジマッチの最終審査会出場者が、最終審査会が開催された翌年度の2月末までに佐用町内で応募プランを実行し補助金を受ける場合は、補助率を1/2に引き上げる。
	その他	中小企業者支援融資利子補給金事業	町内の事業者が金融機関等から融資を受けた場合に、融資利子の一部を補助。新規創業を行った事業者も対象 補助率：利子額の1/2 上限10万円 補給機関：融資実行日より3年間
		特定創業等支援事業	創業力向上セミナー（創業塾）を一定以上受講した者に特定創業支援事業者の証明書を発行 ・会社設立時の登録免許税を軽減 ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始6ヶ月前から利用可能 ・日本政策金融公庫の融資制度の自己資金要件等撤廃
	ビジコン	ビジコンタイアップ事業	「佐用町賞」として、最終審査会で発表された佐用町で起業する特に優秀なプランに賞金30万円、優秀なプランに賞金20万円を贈呈する。

※支援を受けるには各種要件があるので、詳細は起業を希望する市町等の窓口（次ページ参照）へ事前に確認してください。

創業支援策の問い合わせ先等一覧

【創業支援策のお問い合わせ先：各商工会議所・商工会】

区分	電話番号	ホームページアドレス
相生商工会議所	0791-22-1234	https://www.aioicci.jp/
龍野商工会議所	0791-63-4141	https://tatsuno.or.jp
赤穂商工会議所	0791-43-2727	https://www2.memenet.or.jp/ako-cci/
たつの市商工会	0791-72-7550	http://shoko-tatsuno.jp
宍粟市商工会	0790-62-2365	https://shiso.ne.jp/
太子町商工会	079-277-2566	https://www.taishi.or.jp/
上郡町商工会	0791-52-3710	https://www.kamigori.or.jp/
佐用町商工会	0790-82-2218	http://www.sayou.gr.jp/modules/pico4/index.php?content_id=42 http://www.sayou.gr.jp/modules/pico4/index.php?content_id=158

[参考：各市町の創業支援担当課]

区分	電話番号	ホームページアドレス
相生市地域振興課	0791-23-7133	https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chiikishinko/sougyou.html
たつの市商工振興課	0791-64-3158	https://www.city.tatsuno.lg.jp/soshiki/1022/gyomu/4/1/1668.html
赤穂市商工課	0791-43-6838	https://www.city.ako.lg.jp/kensetsu/shoukou/mirai_sougyou.html https://www.city.ako.lg.jp/sangyoshinko/shoukou/atomica_renkeikyoutei.html https://www.city.ako.lg.jp/kensetsu/shoukou/sougyousien.html
宍粟市商工観光課	0790-63-3127	https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/sangyo/machinigiwai/tantojoho/yusi_seido/1429074016546.html
太子町産業経済課	079-277-5993	https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/keizai/syoukouroudou/1490860873681.html
上郡町地域振興課	0791-52-1162	https://www.town.kamigori.hyogo.jp/sangyo_shigoto/sangyoshinko/kigyo_sogyoshien/index.html
佐用町商工観光課	0790-82-0670	https://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=4327 https://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=3130